

東大和市消防団条例の一部を改正する条例

東大和市消防団条例（昭和40年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ただし書中「、勤務し」を削り、同条第2号中「60歳」を「65歳」に改める。

第10条第4号中「きよう応接待」を「供応接待」に改める。

第13条第2号中「60歳」を「65歳」に改める。

第14条（見出しを含む。）中「報酬」を「年額報酬」に改める。

第15条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（出動報酬等）」を付し、同条第1項中「、費用弁償として」を削り、「額」を「出動報酬及び機関報酬」に改め、同条第2項中「費用弁償」を「出動報酬及び機関報酬」に、「出動手当」を「出動報酬」に、「機関手当」を「機関報酬」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項に規定するもののほか、出動報酬及び機関報酬の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第16条に見出しとして「（費用弁償）」を付する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

階級	年額報酬額
団長	年額 295,000円
副団長	年額 220,000円
分団長	年額 152,000円
副分団長	年額 103,000円
部長	年額 83,000円
班長	年額 74,000円
団員	年額 68,000円

別表第2（第15条関係）

報酬の種類	支給の範囲	支給額	摘要
出動報酬	災害出動	1回 8,000円	「1回」とは、8時間以内の出動をいう。
	火災出動	1回 4,000円	
	応援出動		
	訓練出動		
	警戒出動		
	その他の出動		

機関報酬	消防自動車等の 運転及び整備に 従事する者	月額 4,000円	
------	-----------------------------	-----------	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。